【研究報告】

インドネシアの司法制度と司法改革の状況

国際協力部教官 山 下 輝 年

本稿は、平成14年1月6日から19日までインドネシア共和国に出張し、同国の司法制度を 調査した結果に基づく研究報告である。

インドネシアに関する情報は、本稿の最後に参考文献として掲げたように多数存在するが、司法制度に関する情報は散在しており、一覧できるものは、私の知る限り存在していない。 そこで、最新情報を加味した上で、今回の調査・研究報告として私なりに同国の司法制度、問題点及び司法改革の状況をまとめることとした。

また、インドネシア憲法(第3次改正を含む)につき、東邦学園短期大学非常勤講師島田 弦氏に日本語訳を依頼し、山下において一部編集した上で掲載することとした。

インドネシアは、1945年以来、50年以上にわたり、スカルノ大統領とスハルト大統領という、たった二人の政権下で発展してきたが、1998年以来、一転してわずか3年間で3人の大統領を経験している。このことからだけでも、インドネシアは、現在、激変の時期にあるということが分かる。その背景には、もちろん、1997年のアジア通貨危機による影響がある。

この激変は、各種改革にも現れており、司法改革もその例外ではない。その状況は、良く 言えば「開発独裁から真の民主社会確立への移行期」と言えるが、端的に言えば「グローバ ル化による混乱期」と言うことができる。もちろん、わずか2週間の調査に基づくものであ るから正鵠を射ているか疑問ではあるが、私の率直な感想ということでお許し願いたい。

インドネシアは、経済的にも外交的にも日本にとって重要な国であり、インドネシアからは我が国に対して法整備支援を要請しており、日本の政府レベルでもこの要請にこたえていく方針を打ち出している。本稿が、その基礎資料になれば幸いである。なお、本稿中の意見は、もとより私見である。

本稿に先立って、まず、理解の手助けとして、インドネシアの一般情報を摘示しておく。

一般情報(1999年時点)

インドネシア共和国 (1945年8月17日独立, 国連加盟は1950年9月)

首都 ジャカルタ (日本との時差2時間)

面積 1,905,000k㎡ (日本378,000k㎡, 1:5) 人口 2億744万人 (日本1億2,651万人, 1:1.7) GNP (一人当たり) 600米ドル (日本32,030米ドル, 53:1) 通貨 ルピア (1米ドル=9,800ルピア=130円)

言語 インドネシア語 (その他の地方言語多数)

宗教 イスラム教が約9割

その他 東西が約5,000kmに及び、国内で時差がある(東・中・西)

第1 インドネシアの司法制度

1 序(一般情報)

(1) 憲法の概要

インドネシアは、1512年にポルトガルの植民地、1605年にオランダ植民地となり、1942年3月8日まではオランダ法の影響を受けた民法、商法、刑法など各種法典を制定し、これが適用されていたが、インドネシア固有の慣習法であるアダット法*1も残存していた。

1942年に日本が侵攻し、法律第1号により軍政統治を布告したものの、この布告に矛盾しないものは効力を有するとされた。

その後、独立の翌日である1945年8月18日に現行憲法が制定(前文,本文37条,経過規定)されているが、その草案者は、慣習法の専門家スポモ氏などが草案者と言われている(日本軍が作成したと唱えるものもいる)。

その内容は、オランダ植民地への反発からか、欧米の個人主義を排斥しインドネシア 流民主主義観が現れているとされている。前文、全37条及び経過規定があっただけで、 三権分立や基本的人権の保障という概念については、不十分かつ曖昧な内容の憲法と言 われている*2。

パンチャシラ(建国5原則)

インドネシアの建国精神が表すもので、1945年6月1日にスカルノが独立準備委員会で発表した演説における基本精神であり、憲法前文にも規定されている。

- ① 唯一最高神への信仰*3
- ② 公正かつ高邁な民主主義
- ③ インドネシアの統一
- ④ 合議制と代議制により指導される民主主義

- ① 物権と債権の区別がない
- ② 動産と不動産の区別がない
- ③ 公法と私法の区別がない
- ④ 民事責任と刑事責任の区別がない

出典「Contract Law」 by Sudarugo Gautama ["Current Development of Laws in Indonesia" pp. 33-64, published by the Insitute of Developing Economies of the Japan External Trade Organization (IDE-JETRO)]

^{*1} アダット法の父と呼ばれるVan Vollenhovenによれば、最低17の慣習法があり、その内容はそれ ぞれ異なるとされている。しかし、いずれにも共通する四つの特徴(下記のとおり)があると言 われているが、近代法導入以前又は直後の日本とほぼ同様の慣習法又は社会規範であろう。

^{*2} しかし、これが民族解放の理念に基づいて独立し、社会主義や共産主義へつながるものと解すれば、さしたる疑問はなく、制度としては、中国、ラオス、ロシア、ヴィエトナムなどと類似していることも納得できる(もちろんインドネシアの政治体制は社会主義や共産主義ではない)。要するに、欧米型の三権分立を採用せず、国民協議会を国権の最高機関とし、これが有する統治権のうち、立法権を国会に、行政権を大統領に、司法権を裁判所に分配したものと解することになる(いわゆる「権限分配の論理」)。

^{*3} アラーやイスラム教を意味するものではない。

⑤ 全インドネシア人のための社会正義の実現

これを3原則にすると「社会民族主義」,「社会民主主義」,「神への信仰」となり, 1原則にするとゴトンロヨン(相互扶助主義,家族主義)になると説明されている**。

(2) 憲法の誕生から現在までの変遷

① 1945年8月18日~1949年1月27日 (1945年憲法)

② 1949年12月27日~1950年8月17日 (連邦共和国暫定憲法)

③ 1950年8月17日~1959年7月5日 (1950年暫定憲法)

④ 1959年7月5日~現在 (1945年憲法へ復帰)

ただし, 近年, 現行憲法は3回にわたり改正されている。

1999年10月19日 (第1次改正)→主として大統領の権限を制限

2000年8月18日 (第2次改正)→主として基本的人権と地方自治規定を追加

2001年11月9日(第3次改正)→主として大統領の権限制限と地方自治規定の詳

細化,憲法裁判所と司法委員会の設置

(3) 独立後の政権の変遷

1945年~1965年 スカルノ大統領統治時代

(政治ナショナリズムで国家運営, 軍とインドネシア共産

党のバランスの上で成り立っていた)

1965年9月30日 9 • 30事件(将軍6人暗殺事件)発生

陸軍戦略予備司令官スハルトが鎮圧

後のスハルトの説明では共産党が背後にいたとされており,

共産党(党員300万人)は壊滅した。

スカルノ大統領解任 (国民協議会による解任決議) 1967年3月12日

1967年 スハルトが大統領代行となる。

1968年~1998年 スハルト大統領統治時代

(経済の建直しを優先する開発主義国家へと転換)

1998年 5 月21日 スハルト政権退陣→ハビビ大統領

1999年6月7日 総選挙(44年ぶりの自由選挙)

アブドゥルラフマン・ワヒド大統領誕生 1999年10月

2001年7月23日~現在 メガワティ・スカルノプトゥリ大統領

(4) 統治の仕組み

ア 実態的観点

インドネシアの政治を語る際には、ジャワ・イスラム・軍の3要素を考慮に入れる 必要がある。

・ジャワ 国土の7%だが、全人口(約2億人)の約60%が居住

・イスラム 全人口の約90%を占める

^{*4 「}アジア諸国の憲法制度」(P157~P183)作本直行(アジア経済研究所)

・軍 オランダとの独立戦争の主役であり、かつ、スハルト政権で国防治 安のほか、政治社会統治にも責任があるとされた(いわゆる「軍の 二重機能」)。

インドネシアの行政制度(中央→省→県<→市→郡→村>)において、各レベルの 長が重要な役割を担っているが、憲法改正前においては省知事は大統領任命であり、 功労者である退役軍人が各レベルの長に任命されることが多かった。

イ 法的観点 (スハルト政権時代)

実態は、以上のとおりであっても、法的あるいは形式的には大統領選出の経緯は次のとおりであり、民主的政府の体裁を採っていた。

国会議員選挙(直接選挙)と大統領選挙(間接選挙)においては、ゴルカル*5 (「職能団体」と訳される)が存在し、各種団体の連合組織としてスハルト大統領を支える与党として参加し、他方で野党の規制を強化していたため、常に圧勝していた。統治機構上、国会の上に「国民協議会」(MPR)が存在し、これが最高意志決定機関であり、大統領を選任する(任期は5年)。国民協議会は1,000名からなり(現在は変更され700名)、内訳は国会議員425名、総選挙議席数に基づき配分された政党議員251名、軍代表75名(大統領任命)、地域代表など249名であった(現行制度については後述)。

したがって、与党ゴルカルの優勢と大統領任命による国軍などにより、スハルトが 大統領に任命される仕組みとなっており、スハルトの大統領7選が可能となっていた。

(5) 憲法改正の内容

1945年憲法では、大統領の権限が強すぎること、基本的人権条項があいまいであることから、アブドゥルラフマン・ワヒド大統領時代に憲法が改正されることとなった。

第1次改正 (1999年10月19日) は、主として、大統領の権限を制限する内容の規定であり、内容は次のとおりである。

- ・第5条(大統領の立法権を剥奪し、国会への法案提出権に改正)
- ・第7条(大統領の任期5年,再選1回のみ)
- 第9条(正副大統領の国民協議会及び国会における宣誓規定)
- ・第13条(大統領による大使任命は国会の助言を考慮)
- ・第15条(大統領による恩赦等は国会の助言を考慮)
- ・第17条 (大統領による大臣任命)
- 第20条(国会及び大統領の協議に基づく法案審査)
- ・第21条 (国会議員の法案提出権)

第2次改正 (2000年8月18日) では、主として基本的人権に関する規定と地方自治規 定が追加され、その主な内容は次のとおりである。

・18条, 18A条, 18B条(地方自治に関する規定, 省・県・市の首長は公選制)

^{*5} 正式には「Golongan Karya」というが、インドネシア語でもゴルカルと略称される。

- ・19条 (国会議員の直接選挙制)
- ・20条(国会と大統領の協議による法案は、その後大統領の同意が30日以内に得ら れない場合でも, 効力を有する)
- ・20A条(国会の立法権、監督権)
- ・22A条 (立法手続は法律で定める)
- ・22B条 (国会議員の解任手続は法律で定める)
- ・26条(国民の定義)
- ・27条(市民による国防の権利・義務)
- · 28A~28J条

平等権と自由権(法の下の平等、思想・良心の自由、信教の自由、集会結 社の自由,表現の自由)

人身の自由(子供の保護、法による保護、脅迫・拷問の禁止、奴隷的拘束 の禁止, 遡及罰の禁止)

経済活動の自由(職業選択の自由、居住移転の自由、勤労の権利) 社会保障関係(生存権,教育を受ける権利,科学技術や文化の恩恵を享受 する権利、情報伝達・獲得の権利)

- ・30条(軍と警察の関係の明確化*6)
- ・その他、国家や国旗に関する規定

第3次改正(2001年11月9日)は、主として大統領の権限制限と地方自治に関する規 定を更に詳細にし、憲法裁判所や司法委員会の設置を規定しており、その主な内容は次 のとおりである。

- ・3条(国民協議会の憲法制定・改正権限及び大統領等の任免権限)
- ・6条, 6A条 (大統領の資格要件, 直接選挙制)
- 7A~7C条(大統領の罷免事由,手続など)
- ・11条 (国際条約締結の手続)
- ·22C条,22D条(地方議会の構成と権限)
- ・22E条(総選挙に関する手続)
- ・23条~23F条(財政及び会計監査院の権限)
- ・24条 (司法権の独立と司法行政権)
- ・24A条(最高裁判所の権限、最高裁判所判事の資格及び任免方法)
- ・24B条(司法委員会の設置及び権限)
- ・24C条 (憲法裁判所の設置,構成及び権限)

2 法体系

^{*6} 軍は国防のほか国内の治安も担当し、警察は軍の一部であるが、1999年4月に軍が警察業務か ら手を引き、現在は軍と警察の分離が進んでいる。

インドネシアの法形式及び法体系は次のとおりであるが, () 内はインドネシア語による省略表記である。

法形式*7 決定機関など

(1) 憲法 国民協議会

(2) 国民協議会決定(TAP MPR: Decree of the MPR) 国民協議会

(3) 法律(UU: 法律(UU:Undang-Undang) 国会承認,大統領公布

(4) 法律に代わる緊急政令 事後国会承認,大統領

(Prp: Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang)

(5) 政令 (PP: Peraturan Pemerintah) 政令相当 大統領

(6) 大統領令 (KepPres: Keptusan Presiden) 政令相当 大統領

(7) 大統領告示 (InPres: Instruksi Presiden) 通達相当 (対外効あり)

(8) 大臣令(KepMen: Keptusan Menteri Negara) 省令相当 所管大臣

(9) 大臣告示 (InMen: Instruksi Menteri) 通達相当 (対外効あり)

(10) 地方規則 (PerDa: Peraturan Daerah) 条例相当

なお,(4)は国会の議決なくして政府が公布でき,直ちに効力を有するが,1年以内に 国会の議決を得なければならず,議決を得れば法律となるが,得られなければ効力を失う。

上位法規は下位法規に優先し、後法は前法に優先するという法原則は存在するが、一方で各法律間、上位法規と下位法規の整合性がなく矛盾があるという情報があるが、具体的な内容には接していない。

また, 法律については, 法務人権省の法制局が所管省庁起草に係る法案の整合性を チェックすることになっているが, その他の法規については関与しない。

なお、改正点が反映された一つの法律集(いわゆる六法全書のようなもの)はない。

3 統治機構

(1) 概観

インドネシアの統治機構は、国権の最高機関として国民協議会 (MPR) *8が存在し、1999年以前は5年に1回開催されていたが、その後は毎年のように開催されている。その国民協議会 (MPR) の下に、

- 国会 (DPR) *9 (一院制である)
- ② 大統領
- ③ 最高裁判所
- ④ 最高諮問会議 (DPA:国会へ答申・勧告する)

^{*7} JICAがまとめた資料によれば、本文に記載した8種類であるが、世銀の報告書「Law Reform in Indonesia」 (1997年発行, published by CYBER CONSULT) p.2によればこの10種類が記載されている。

^{*8} MPRはインドネシア語による略記であり、英語表記は「People's Consultative Assembly」。

^{*9} DPRも同様であり、英語表記は「House of the People's Representatives」。

⑤ 会計検査院(国会へ報告する)

がある。

統治機構の概要については別添の図参照。

これについて、理論的な説明を試みれば、「国民協議会が国家統治権の全部を掌握し、その実施機関として、他の機関にそれぞれの権限を分配している(立法権=国会、行政権=大統領、司法権=裁判所)制度」と考える方が妥当であり、近代欧米型の三権分立制度ではない。インドネシア自体が意識しているかどうかは別として、社会主義国家などで採用されている「権限分配の論理」に基づいていると考える方が理解しやすい。

もっとも、社会主義国家では、憲法等で国家権力は共産党や革命党の方針に従うとなっているものの、党自身は国家の統治機構の枠外に存在するのに対し、インドネシアでは、最高意志決定機関を「国民評議会」として統治機構の枠組みに取り込んでいる点で特徴的であると言える。

(2) 選挙制度

以前は、選挙に参加できる政党が制限されており、ゴルカル、開発統一党(PPP)、 民主党 (PDI) の3団体であった。しかし、1999年の法改正により、完全自由化される に至った。

選挙制度は、省単位の比例代表制であるが、各党の名簿搭載者(立候補者)は、省の 1級下の行政単位である県・市から立候補し投票が1位(小選挙区制)になることが条件となっている。

- ・国会(DPR)の議席は現在500うち軍への割当て議席38(1999年法第4号で75議席から削減*10)
- ・国民協議会 (MPR) の議席は現在700

国会議員500のほか,省議会選出・社会大衆組織の議席200を加えたもの (1999年法第4号で1,000から削減)

4 司法制度概観

インドネシア司法制度を担う機関の主たるものは、最高裁判所、下級裁判所(高等裁判所及び地方裁判所)、検察庁(AGO)*¹¹及び法務人権省*¹²であり、弁護士会も存在する。 日本や他国の制度との異同を意識して、その特徴を列記すると、次のとおりとなる。

^{*10} 軍の議席数は、先に実施された削減に引き続き、2009年には議席がなくなることが決まっている。

^{*11} Attorney General's Officeは、日本の検察庁と法務省の一部(訟務関係)の機能を併せ持つ組織である。

^{*12} 日本では、第2次世界大戦後の裁判所の独立に伴い、司法省から法務省へ名称変更していることと平仄を合わせると、司法人権省というべきであるが、2004年には権限を失うので、「法務人権省」と訳すことにした。また、1993年に独立行政委員会たる人権委員会ができ、それとは別に1999年に人権担当国務大臣が設置された。しかし、この大臣の機能は、その後法務大臣が引き継ぎ、局の一つとなったため、現在は「法務人権省」という名称になっている。

- ① 裁判所の種類として,通常裁判所,行政裁判所,宗教裁判所,軍事裁判所の4種類がある。
- ② 下級裁判所の司法行政権は最高裁判所にはない。
- ③ 検察庁は、独立・統一的な組織であり、法務人権省とは組織的関係はない。
- ④ 統一的な法曹資格試験,法曹養成制度はなく,各機関が独自別個に採用する。
- ⑤ 裁判所,検察庁,法務人権省の相互間に人事交流はない。
- ⑥ 法務人権省は、日本の内閣法制局の機能を有するほか、知的財産権局を有する (他の国と異なり、日本と同様、矯正局、入国管理局は法務人権省にある)。
- ⑦ 弁護士には法廷立会する弁護士と法律相談業務のみを行う弁護士が存在する。

5 裁判所制度

(1) 裁判所の種類及び管轄

司法権は裁判所に属するが、事件の種類により管轄が異なり、4種類の裁判所に振り分けられる。

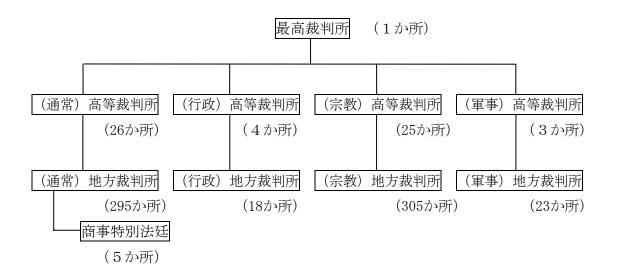
- ①通常裁判所 民事事件及び刑事事件の一般事件を管轄する
- ②行政裁判所 行政訴訟を管轄する
- ③宗教裁判所 当事者がイスラム教徒であり、イスラム法・教義により裁判する婚姻等関係の民事事件を管轄する
- ④軍事裁判所 軍人及び軍の規律に関する事件を管轄する(軍人による通常犯罪に ついても軍事裁判所が管轄を有する点で特徴的である)

各種裁判所ごとに、地方裁判所と高等裁判所が存在し(ただし、軍事裁判所は被告人の階級により若干異なる)、全事件に関する上告を最高裁判所が審理する。司法権の機能だけを見れば最高裁判所の下に統一されている制度であるため、いわゆる最高裁判所の系列にない「特別裁判所」を設置しているとは言えない。

下級裁判所は、省単位で存在する高等裁判所、その下の県単位で存在する地方裁判所 で構成されている。

さらに、1998年から一部の地方裁判所に「商事特別法廷*13」が設置されている。

^{*13} 英語で「Commercial Court」と呼ばれており、管轄の違う4種類と同じ様な表記になっている ため、商事特別裁判所と訳すべきかもしれないが、破産事件と知的財産権の紛争を担当すること から、日本で言えば破産部や商事部であるため、「商事特別法廷」と訳すことにした。



(2) 司法行政権について

裁判官等の人事行政,裁判所の予算や管理など司法行政については,最高裁判所は, 最高裁判所の司法行政権しか有しておらず,その他の裁判所については

・通常裁判所と行政裁判所 ― 法務人権省

· 宗教裁判所 — 宗教省

· 軍事裁判所 — 国防省

にそれぞれ属している。

しかし、改正裁判所基本法(1999年法第35号)で2か条*¹⁴を追加し、全裁判所の司法 行政権が最高裁判所に移行することとなり、2004年から実施される予定となっており、 現在はその準備期間である(ただし、宗教裁判所の司法行政の移転時期については決 まっていない)。

以下では、特に断らない限り、裁判所とは通常裁判所のことを指す。

(3) 裁判官の人数

ア 全裁判官数(通常,行政,宗教,軍事) 約5,300名

最高裁判所 39名(定員51名)

通常裁判所 高等裁判所判事約300名, 地方裁判所判事約2,900名

行政・宗教・軍事裁判所 (人数未確認)

イ 最高裁判所裁判官の内訳

*14 裁判所基本法の改正

<u>第11条</u>

1項 第10条に定める裁判所に関する組織上、管轄上及び財政上の権限は最高裁判所に属する。

2項 各裁判所の組織、管理及び財政に関する規定は、別の法律で定める。

第11A条

- 1項 第11条1項に定める組織、管理及び財政の権限移転は、本法施行から5年以内に実施する。
- 2項 宗教裁判所の権限の移転時期については、前項を適用しない。
- 3項 本条1項の権限移行手続に関する規定は大統領令で定める。

最高裁判所判事の定員は51名であり*15,大法廷も裁判官席が51席設けられている。

最高裁判所長官 (1名)

副長官 (1名)

準副長官 (6名)

判事 (43名)

ただし、現在は39名であり、最高裁判事12名分が空席となっている*16。

なお、日本の最高裁判所調査官に相当するものとして、約100名の地方裁判所判事が おり、最高裁判所判事の職務を補佐している*17。

(4) 裁判官の任命, 資格, 定年など

全裁判官に共通する資格要件として,まず法学士の資格を有することが必要である *18 。 そして,法務人権省が行う選抜試験に合格した者が1年間の試用期間を経て,6~8 か月間の研修を受ける。

その後、実習生となり、書記官等として2年以上の経験を経た者が、その後地方裁判 所裁判官として推薦を受ける資格を有する。

研修内容については、最高裁判所が実質的に決定しているということである。 また、裁判官については、次表のとおり、キャリア制度が確立されている*19。

^{*15} 戦前の日本の大審院も、最も多いときで裁判官が50名いたことに照らすと、奇妙な一致がある。

^{*16} その理由は定かではないが、司法の汚職が問題となっていることから、最高裁判所長官が判事任命に慎重を期しているという噂がある。

^{*17} このような調査官の年齢は35~40歳が多いということである。

^{*18} その他の要件として、インドネシア国民であること、全能の神への信心、パンチャシラ及び 1945年憲法の尊重順守、非共産党員で 9/30事件に直接間接に関与していないこと、責任感・正 直・公平な性格であることなどが挙げられている。

^{*19} 最高裁判所法(1985年法14号)第7条,通常裁判所法(1986年法2号)第14~16条

裁判官の種類	年 齢 () は定年	経験年数	任 命 等		
地方裁判所裁判			最高裁長官の同意を得て		
官全員			法務人権大臣が推薦し,		
	25歳以上		大統領が任免		
同副長官	(60歳)	地裁判事経験10年以上	最高裁長官の同意に基づ		
			き法務人権大臣が任免		
同長官		同上	同上		
高等裁判所裁判		地裁長官・副長官経験 5	最高裁長官の同意を得て		
官全員		年又は地裁判事15年以上	法務人権大臣が推薦し,		
同副長官	40歳以上 (63歳)		大統領が任免		
		高裁判事経験8年以上又	最高裁長官の同意に基づ		
		は地裁長官経験3年以上	き法務人権大臣が任免		
		高裁判事経験10年以上又	同上		
		は地裁長官経験5年以上			
最高裁判所裁判			最高裁の意見を聞き国会		
官全員			提案に基づき大統領が任		
		高裁長官経験5年以上又	命		
同準副長官		は高裁判事経験10年以上	最高裁長官提案に基づき		
	50歳以上	(キャリア裁判官ではな	最高裁判事の中から大統		
同副長官	(65歳)	い場合*20には法律分野で	領が任命		
		15年以上の経験が必要)	国会提案に基づき最高裁		
			判事の中から大統領が任		
			命		
同長官			同上		

なお、通常裁判所の裁判官と行政裁判所の裁判官の資格は同一であるが、相互間における転任はなく、最初にどちらの裁判官になるかによって、その後の進路が確定するという運用である。

(5) 最高裁判所における審理

ア 裁判体

審理及び判決は最低限3名の合議体*21で行われる。

したがって、本来は17裁判体が構成できるが、現時点では13裁判体となっている。 なお、大法廷(51名)で審理する事件は、国民的な関心事となる超大型事件である。

イ 審理事件

最高裁判所は、上告審として法律問題(法適用)のみ判断し、事実認定には関与せず(最高裁判所法28条)、事実問題に関しては高等裁判所の判断が最終となる。

・裁判所の管轄(通常裁判所かその他の特別裁判所か)に関する最終判断

^{*20} この種の裁判官は現時点(2002年1月時点)では数名程度であるという。

^{*21 「}最低限3人」というのは法律の表現であるが、現実には3人で審理しているということである。

- ・民事仲裁判断に関する不服申立ての審理
- ・確定判決に対する再審査
- ・ 法令審査権 (法律より下位の法規について)
 - (注)最高裁判所が審理・判断する事件につき、最高裁判所法28条1項 a号で法律審(cassation)への申立てとなっており、同法29条でも、高等裁判所やその他すべての裁判所の判断に関して法律審(cassation)への申立てに関して判断するとなっている。

ウ 司法審査について

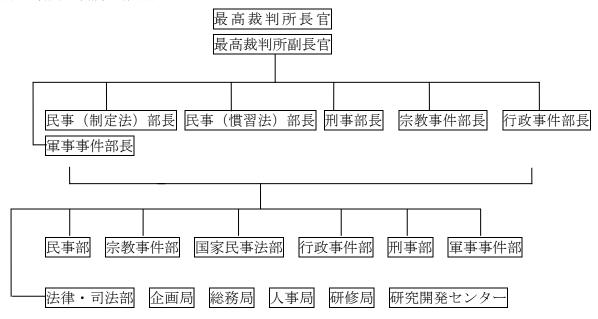
最高裁判所には違憲立法審査権はない。

裁判所基本法26条,最高裁判所法31条で最高裁判所の法令審査を規定しているが,「法律よりも下位法規につき司法審査が及ぶ」旨を明記している。

なお、2000年8月18日に国民協議会 (MPR) 法III/2000を発布しているが、これにより違憲立法審査権という概念が登場し、結局、同5条により国民協議会 (MPR) に違憲立法審査権を認め、最高裁判所に法令審査権を認める制度になっている。

この国民協議会決定を受けて憲法が改正され,憲法裁判の設置を規定するに至ったという状態にある。

(6) 最高裁判所の機構図



(7) 下級裁判所における審理

- ア 高等裁判所 3人の合議体で控訴事件を取り扱う
- イ 地方裁判所 3人の合議体による第1審の審理が原則(単独体審理もある) 民事裁判手続については、現時点で詳細は判明していないが、オランダ法の影響を 受けた大陸法系であり、基本的に日本の手続と大差はないと思われるが、裁判の長期 化が問題となっているということである。

なお、上訴期限は、事件の種類によって異なっており、代表的なものは

民事事件 判決宣告から7日以内

商事特別法廷の事件 判決宣告から8日以内

刑事事件 判決宣告から14日以内

となっている。

(8) 商事特別法廷について

ア 設置根拠及びその経緯*22

破産法改正に関する1998年法第1号に代わり、1998年4月22日に政令が制定され(120日後の同年8月20日施行)、同年9月9日に国会に提出され、同年11月4日に法律として公布された *23 。

同法では通常裁判所の一部として破産事件の第1審裁判所として商事特別法廷の設置に関する規定を置いている。

1998年6月,商事特別法廷の運営準備に関する委員会が設置され、同年8月に中央ジャカルタ地方裁判所に商事特別法廷を設置し、その後、2000年5月に、スラバヤ、メダン、マカッサル及びスマランに商事特別法廷が設置された。

2000年8月に新運営委員会が設置されており、そのメンバーは次のとおりである。

委員長 Purwoto S. Gandasubrata

次長 Diani Sadiawati, SH, LLM

委員 Soeharto, SH

Prof. Dr. Paulus Effendi Lotulung, SH

Prof. Dr. Erman Rajagukguk, SH, LLM

Dr. Eddy Djunaedi Kamasudirdja, SH, MCJ

Sukarata, SH

Prof. HAS Natabaya, SH, LLM

Prof. Mardjono Reksodiputro, SH, MA

Subardi, SH

Suyatno, SH

この委員会が行動計画を策定しているが、それによれば、商事特別法廷の裁判官又は職員に対して、「破産(支払不能)及び負債の回収」、「商事仲裁」、「国際商事取引」、「クレジット取引」、「知的財産権(TRIPsを含む)」、「商法」を中心とする法律文献の提供、研修、再研修、セミナー、ワークショップなどにより能力向上が必要であるとしている。

また、破産法に関する知識の向上のみならず、実務における商事問題の理解、債務者・管財人・裁判官の役割に対する理解、コンピュータ等の技術研修、コンピュータ機器等の援助が必要とされている。

^{*22} JICAが入手した英文資料「COMMERCIAL COURT DEVELOPMENT」に基づいた。

^{*23 1945}年憲法第22条に従い、同政令は、国会で議決を得て法律となる。

法律の改正点としては,

- ・事件不受理の指針の策定
- ・監督裁判官の権限と責務の明確化
- ・破産事件と民事事件の区別の明確化
- 事件受理手続の規則の制定
- ・ 手続及び決定の迅速化
- ・商事特別法廷から最高裁判所への事件記録送付の迅速化

などを掲げている。

今後の目標として,①商事特別法廷の管轄事件増加,②人材育成,③機構改革,④ 設備機器の改良,⑤適正な能力評価を掲げている。

イ 参考事項

商事特別法廷の裁判官は、一定の研修を受けて英語ができる者が任命されている*24。 通常の審級手続とは異なり、不服申立ては直接最高裁判所に対してなされ、高等裁 判所は関与しない。

一方で、キャリア制度により、法律上、高等裁判所裁判官を経ないと最高裁判所裁 判官になれないため、商事特別法廷の判事になって経験を積んでも、制度上昇進に反 映されないという矛盾が生じている。

破産事件数も、当初のころよりは減少しているということであり、その後、知的財産権訴訟、独占禁止法に関する争訟を専属管轄とするなど、商事特別法廷を生かす方向での議論がなされている。

他の国際機関のドナーは、この商事特別法廷に関する支援を積極的に行っている。

6 検察制度

(1) 歴史的経緯

検察は、歴史的には、当初、中央の検察は内務省に属し地方の検察は知事の下に置かれていたが、1951年に中央及び地方の検察とも法務省へ移管された。そして、1961年7月22日に法務省から独立し、最高検察庁長官*25 (Attorney General) を頂点とする独立機関となり、大統領により任命されている。

ここでいう独立機関というのは、法務省という行政機関から独立した「非省庁政府機関」という意味であり、行政機関のトップである大統領の直轄機関として置かれていることになる。

(2) 組織

^{*24} 商事特別法廷の裁判官の給与を高く設定したり、居住条件を優遇しているという話があるが、 法務人権省や商事特別法廷の裁判官は、これを否定していた。聴取の際の質問方法による差か もしれず、更に調査が必要であろう。

^{*25} Attorney General を「司法長官」と訳す文献もあるが、司法(法務)大臣と混同を招くので、 最高検察庁長官と訳すことにした。

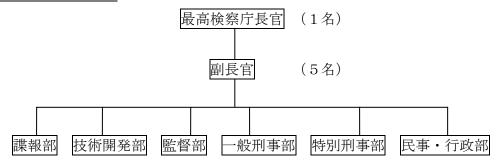
検察庁の組織は、下図のとおり、全国的に統一されたピラミッド型組織である。



検察官の人数

全国の検察官数は約5,500名で, うち約500名が最高検察庁にいる。 その他の職員の総数は,全国で約13,000名である。

最高検察庁の組織



検察官の権限

日本と同様,公訴権の独占,判決の執行などの権限を有する。

一般刑事部 一般犯罪につき、警察などの捜査に基づいて公訴の提起を行う。

特別刑事部 汚職、密輸、内乱及び人道犯罪*27につき捜査権限を有する。

ただし、検察官が捜査権限を有する「汚職」とは、公務員の犯罪により国家財産に損失を与えた罪のことを指すので、通常の贈収賄は警察捜査となる。

民事・行政部 民事訴訟における国の代理人,汚職事件による国家財産損失回復 のための訴訟及び判決執行*28を行う。

(3) 検察官の資格要件

法律に規定されている形式的要件は裁判官と同じであるが、検察庁独自に採用・研修 を行う。

^{*26} 地方裁判所の数と地方検察庁の数が対応していないが、その理由は未聴取である。

^{*27} 人道犯罪というのは、軍による人権侵害事件(東ティモールなどにおける事件)を意図したものであるが、現時点ではまだ実働していない。

^{*28} スハルト元大統領の不正により国内外に流失した資産の回収を狙って、民事・行政部門における検察官の役割とその強化に着目しているようである。

つまり、法学士を有する者が、検察庁職員としての採用試験に合格した後、 $3\sim4$ 年間の検察庁職員として勤務し、検察官研修所で $4\sim6$ か月の研修を受けて、検察官となる。

なお、現在の最高検察庁長官は、検事のキャリアであるが、軍部出身の長官も存在する。

(4) 刑事手続の概要

基本的に、捜査段階、公訴提起のための期間、公判段階、刑執行段階の4段階に分かれ、それぞれの手続が分離独立している。

以下は、身柄捜査事件について、その手続の流れを概観する*29。

ア 警察捜査段階 警察で捜査開始決定をなし、これを地方検察庁に通知する。

警察自らが逮捕状を発付し、20日間勾留

勾留延長1回目40日間(地方検察庁長の許可必要)

勾留延長2回目30日間(例外的場合*30で,地裁所長の許可必要)

勾留延長3回目30日間(例外的場合で,地裁所長の許可必要)

イ 公訴提起期間 公訴のための判断期間20日勾留(検察庁自らが勾留状発付)

勾留延長1回目30日間(地裁所長の許可必要)

勾留延長2回目30日間(例外的場合で,地裁所長の許可必要)

勾留延長3回目30日間(例外的場合で、地裁所長の許可必要)

ウ 公判段階 第1審

勾留期間30日間(担当の裁判長が発付)

勾留更新1回目60日間(地裁所長の許可必要)

勾留更新2回目30日間(例外的場合で、高裁所長の許可必要)

勾留更新3回目30日間(例外的場合で、高裁所長の許可必要)

第2審

勾留期間30日間(担当の裁判長が発付)

勾留更新1回目60日間(高裁所長官の許可必要)

勾留更新2回目30日間(例外的場合で、最高裁判事の許可必要)

勾留更新2回目30日間(例外的場合で、最高裁判事の許可必要)

最高裁

勾留期間50日間(担当裁判長が発付)

勾留更新1回目60日間(最高裁長官の許可必要)

^{*29} ここに記載したのは、法律上可能な勾留期間であり、実際には、延長するにしても1回だけであるのが通常であるという。したがって、最短40日間の勾留で起訴され、各段階で1回延長したとして110日間で起訴される。公判は第1審判決が出るまで30日又は90日であるから、身柄拘束後最短で70日、各段階で1回延長ずつ延長されたとして200日以内に第1審判決が出ることになる。

^{*30} 例外的場合というのは、短期懲役7年以上の重罪の場合である(ただし、聞き取り調査のみで条文未確認)。

勾留更新 2 回目 30 日間 (例外的場合で、最高裁長官の許可必要) 勾留更新 3 回目 30 日間 (例外的場合で、最高裁長官の許可必要) (この期間内に審理終了するか、釈放しなければならない)

なお、検察庁が捜査する場合(特別刑事事件)においても、検察官による捜査段階と 検察官による公訴のための判断期間は上記と同様である。

(5) 公訴提起のための判断資料

以下の証拠4種類のうち、最低2種類があれば起訴できる。

- ア 被害者の供述
- イ 目撃者の供述
- ウ捜査書類
- エ 鑑識・鑑定などの証拠
- (オ 被疑者の自白)

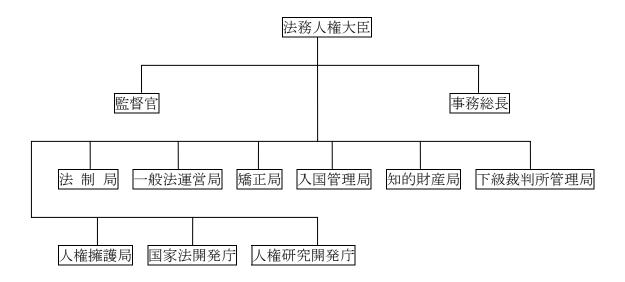
ただし、被疑者の自白には重きを置いていないという説明であった。

7 法務人権省

法務人権省は、民事法、刑事法、司法制度に関する法律などの所管法令を起草、他省庁が起草する法律案の審査を行っているほか、日本と同様、矯正局、入国管理局が法務人権省に属している。

日本の制度と異なり、知的財産権局が法務人権省に属している。

その機構図を示すと次のとおりである。(人員構成については別添一覧表のとおり)。



この中で、法制局が法案の起草や審査を担当し、国家法開発庁が法案の最初の大綱 (academic draftと呼ばれるもの)を作成している。

また、国家法開発庁は、法令や商事特別法廷の第1審判決をコンピュータに入力しているが、ランニングコストがないためか、インターネットで外部からアクセスできない状況になっている。

8 弁護士制度

インドネシアでは、弁護士*31は基本的に次の3種類に分かれる。

(1) 法廷立会弁護士(Litigator)

これは更に二つに分かれる。

- ア 法学士を有する者で、全国の法廷に立会できる弁護士(法務人権省の許可必要) 英語で「Advocate」と呼んでいる。
- イ 法学士を有する者で、一定の地域の法廷に立会できる弁護士(高等裁判所の許可必要)

インドネシア語でpengacaraだが、英語に直訳すると「Legal Advisor」となるそうであるが、これでは誤解を生じさせるとのことで、適当な語句はないということである。

(2) 法学士を有する者で、法廷に立会せず、法律相談業務に従事する弁護士(許可は不要)

英語で「Legal Consultant」又は「Legal Advisor」と呼んでいる。

法務省の法律職,検察官,裁判官は,退任後に弁護士となることができるが,通常(2)のリーガル・コンサルタントになるということである。

インドネシアに弁護士会は5~6存在するが、弁護士業務を行うにあたって、弁護士 会に登録する必要はない。最大のインドネシア弁護士会で約2,000人が会員となってい るということである。

このような制度であることから、弁護士業務を行う者の総人口は正確には把握されていない。

9 公証人

公証人は,法学士の資格を有する者で,更に2年間の公証人教育を受けて公証人となる。 大多数の公証人は,契約書の作成やその認証業務を行っている。

^{*31} 弁護士のことを総称して「practicing lawyer」と言う者もいれば、(2)の法律相談業務を行う弁護士を「practicing lawyer」と表現する者もいるので、話し相手によってその定義を確かめる必要がある。本文に記載した3種類の弁護士を総称するインドネシア語「penasehat hukum」も最近使われているということである。

第2 インドネシア司法制度における問題点

1 総論

(1) インドネシア司法の問題点については、アジア経済危機以前の国策大綱(1993-1998年)においても、「更なる経済発展のためには司法制度の改革に重大な関心を払わなければならない」旨宣言されており、遅くとも1990年代初頭から問題となっていたと思われる。

当時の問題意識の基づいて,

1995年初め 世界銀行が「インドネシアの法制度診断*32」を支援*33

1996年1月30日 国家開発計画庁とコンサルタントの間で正式契約

1997年3月12日 最終報告

という経過をたどって、「インドネシアにおける法改革*34」(以下「世銀報告書」という)が公表されている。

世銀報告書が指摘する問題点や対策を要約すると、次のとおりとなる*35 *36。

- ア 基本的に19世紀オランダ法に依存しており、経済発展、経済活動の国際化、新型取引などに対応する法整備が必要である。
- イ 最高裁の未済事件が約16,000件に上り、紛争を迅速かつ適正に解決する司法制度が存在するとはいえず、特に、破産事件、知的財産権、その他の経済事件に関する紛争を解決する司法制度が不十分であり、商事特別法廷の設置やADR(裁判外紛争処理)の充実が必要である。
- ウ 司法が政治や行政の影響を受け、法律家など司法関係者の汚職が蔓延しており、法 支配、司法権の独立という基本的事項が確立されていない上、判決や判例集の入手が 困難であり透明性に問題があるため、司法に対する国民の信頼は極めて低い。
- エ 司法分野に対する財政が極めて不十分である。
- オ インドネシアの法律家は英語能力で劣り、経済の国際化に対応できていない。

^{*32} Diagnostic Assessment of Legal Development in Indonesia (IDF Grant No. 28557)

^{*33} 国家開発計画庁(BAPPENAS)の要請・主導で進められた形にはなっているが、おそらく世 銀主導と思われる。

^{*34 「}Law Reform in Indonesia」という書籍名で出版されている。

^{*35} これら問題点のほとんどは、外形的には日本の状況にも当てはまるが、実態としてはインドネシアでは法律家の汚職が顕著であるため、この意味では日本の状況とは全く異なると言えよう。

^{*36} 最終的な提言は9項目であり、①司法制度に対する市民の要望に応えること、②司法分野に対する資金投入の必要性、③司法へのアクセスを促進する方策の必要性、④司法機関自身を通じた法改革の必要性、⑤法律家に対する教育の必要性、⑥法理論及び法社会学的見地からする研究開発の必要性、⑦法律に関する記録と情報を充実させることの重要性、⑧ADR(裁判外紛争処理)充実の必要性、⑨法曹倫理違反に対する厳正処置の必要性、となっている。

- (2) インドネシア司法の現状は、「絶望的だが希望がないわけではない」(Desperate but not hopeless)*37という言葉に象徴的に表されている。その前提にインドネシア司法の問題点が存在しているが、すべては「司法における汚職の蔓延」に原因があると言える。この点、日本は、司法の汚職とはほぼ無縁の状況にあり、インドネシアの状況とは根本的に異なることを念頭に置いておく必要がある。その証拠に、昨今の司法改革論議で様々な問題点が指摘されているにもかかわらず、司法の汚職がないことは当然とされて
- (3) インドネシアは、基本的にオランダ法の影響を受け、大陸法系に属しているところ、その内容が経済のグローバル化に対応しているかどうかはともかくとして、基本的な法律自体は整備されている。この点で、市場経済への移行や国造りから始めているインドシナ諸国とは異なる。

おり(むしろ、裁判官の社会からの隔絶が問題とされるような状況である)、したがっ

しかし, 「法律や法制度は存在しても執行・運用がなされていない」, 「法律や法制度を運用する法律家の人材に問題がある」という点に問題が存在する。具体例で言えば

- ・法律のほかに下位法規が多数発布され、その整合性に問題がある
- ・法律やその下位法規の入手が困難である
- ・判例集の入手が困難である

て、その対策も話題に上らない。

・法曹資格の統一制度がなく、各機関が独自に養成している

などの状況が認められる。

これらの問題は、インドシナ諸国に代表される市場経済移行国に見られる状況とほぼ 同じである。異なる点があるとすれば、一応、法律がそろい、不十分とはいえ判例集を 作成、発行しているという点くらいであろう。

2 具体的問題点

(1) 司法の汚職に関する現状について

ア 最初に指摘したように、インドネシア司法における最大の問題点は、「司法の汚職」である。今回の調査において、面談する人(直接の司法関係機関を除く)の全員が、この点に言及している。

彼らの言葉を引用すれば、以下のように次々と出てくる。

- ① インドネシアに司法の汚職があることは衆目の一致するところである。
- ② 裁判官や検察官は賄賂を受け取る。
- ③ 最高裁判所裁判官になると、突然高級車を乗り回すようになる。
- ④ 裁判は金で買われており、正義は金を多く積んだ者の手にある(裁判・正義は 競り落とされる)。
- ⑤ 裁判所で事件を審理してもらうためには、事件受理係などの裁判所職員、書記

^{*37} Prof. Mochtar Kusmaatmadja, SH, LL.M (世銀報告書の主コンサルタントを務めた) による表現

官,裁判官などに、手続を進めるたびに金が必要となり、金を渡さないと事件は 放置される。

- ⑥ 判決書には結論のみ書いてあり、理由の記載がない(誇張であろう)。
- ⑦ 判決宣告があっても判決書が当事者になかなか送達されないが、裁判官に金を 渡せば判決書が3日で入手できる。
- ⑧ 特定の判決書のコピーを入手するには裁判官に対する金が必要である。
- ⑨ 法廷で宣告された判決内容と判決書の内容が異なることがある。
- ⑩ 判例集が発行されていない。不十分ながら最高裁判所判例集が発行されているが、これを入手するには金が必要となる。
- ① 弁護士は、依頼者に裁判官に渡す賄賂を要求し、その一部を裁判官に渡しており、共同して当事者を食い物にしているような状況である。
- ② 法廷に立会する弁護士となるためには、高等裁判所の試験や許可が必要であったが、まともに実施されたことはなく、賄賂を贈れば誰でもなれた。
- ③ 弁護士の9割は汚職にまみれている。
- ④ インドネシアで有能な弁護士というのは、法律知識を有している弁護士ではなく、裁判官や政府機関に人脈がある弁護士のことを指す。
- ⑤ 政府機関に務めた者で法学士を有する者は、退官後は法律コンサルタントとなり、人脈を利用して金儲けをしている。
- ⑩ 弁護士になったばかりのころ、雇用者である先輩弁護士から現金入り封筒を渡されて「裁判官に渡してこい」という指示を受けて渡したことがある。
- ① 世銀の近時のレポート*38によれば、裁判を利用した個人及び企業に対し、司法の 汚職に関するアンケート調査を実施し、その結果を次のとおり公表している。

・裁判官への贈賄の経験

3分の1

検察官への贈賄の経験

3分の2

・検察庁(組織)への贈賄の経験

5分の3

・裁判官に対する賄賂額

企業100~500米ドル,個人100米ドル

・500米ドル以上の賄賂額

企業20%, 個人11%

② インドネシア汚職監視団*39の統計

最高裁判所判事41名*40のうち5名のみが金で判断を買うことができなかった。 最高裁判所で事件の審理を受けた103名のうち,90%が裁判所から事件に関連

^{*38 「}INDONESIA The Imperative for Reform」: これはコピーの一部入手のため、時期や詳細な母数は判明していない。

^{*39} 英語表記はIndonesian Corruption Watch(ICW),出典「Building Reliable Judiciary」(p. 54)by Mr. Budiman Soedarsono

して「報酬」を要求されたという結果が出ている(インドネシア法律扶助団体**1 との共同調査)。

ウ 調査期間中に実施した日本の法制度に関するセミナーにおいても、質問では司法の独立や司法の汚職に関する発言が多く、司法関係者の前でこの件を話題にしても、司法関係者が特に反論しないという状況*42に接したことにかんがみると、インドネシアの司法の汚職は、事実であろう(もちろん、裁判官や検察官が直接自認しているわけではない)。

したがって,正義実現の最後の砦である司法(裁判所)が国民から信頼されていないことが認められる(もっとも,この状況は司法機関に限ったことではなく,他の政府機関も同様と思われる)。

(2) 司法の独立が実質的にない

ア 政治,行政府,その他の機関による司法への干渉があり,最高裁判所も司法権の独立を守っているとは言えない。この関係で象徴的に引用されているのが,元大統領ス ハルトファミリー関連の事件処理である。

(事案の概要)

スハルト元大統領の3男フトモ・マンダラ・プトラ(通称トミー・スハルト)は、1997年2月7日、自己が経営する店の土地と食糧調達庁の土地の交換契約(食糧調達庁の倉庫建築が等価交換の条件)を締結したが、倉庫を建築せず、かつ、食料調達庁の土地を事業に使用したとして起訴された(民事事件のようであるが、おそらく国家の財産に損害を与えており、何らかの特別法違反と考えられる)。

(裁判所の判断の変遷)

第1審は、1999年10月、民事事件であるとして無罪としたが、最高裁判所は、2000年9月に懲役1年6月、罰金1000万ルピア(1,000米ドル)、損害賠償命令306億ルピア(306万米ドル)の有罪判決を下した。そのため、トミーは、2000年10月、恩赦申請したが認められず、収監を恐れて逃走するとともに、トミーの弁護士は同時に再審申請していた。その結果、2001年10月に至り、最高裁判所は一転して無罪判決を宣告した。

つまり、新証拠があるとは言えないのに再審無罪となったとして最高裁判所 の判断が疑われている。

なお、再審無罪判決の前の2001年7月26日に最高裁判事(スハルト政権の不 正事件を担当)が射殺される事件が発生しており、トミーの関与が疑われている。

^{*40} 出典「Building Reliable Judiciary」 (p. 54) by Mr. Budiman Soedarsono。現在の最高裁判所判事 の数より多いが、いつの時点の統計か記載はない。

^{*41} 英語表記はIndonesian Legal Aid Institute

^{*42} 日本には「裁判官は弁解せず」という職務以外で反論しない風習があるが、インドネシアの 法曹が汚職について反論しないことが、そのような慣習によるものとは感じられなかった。

この事件に関しては、国民協議会や大統領が最高裁に説明を求めるとか、最高検察 庁が再度の再審申立てをするなどと言われている。しかし、不利益再審を認める制度 はないはずであるし、他機関が最高裁に説明を求めること自体が「司法の独立」とい う概念が確立されていないことを物語っている。

もっとも、不利益再審の禁止などに代表される司法制度の基本原則は、司法機関が外部に影響されず、法と良心に従い、証拠に基づいて判断するという前提があり、かつ、国民もこれを信頼しているという前提があって初めて有効に機能するものである。 肝心の司法判断が濫用され、信用されていないのであれば、前記のような動きになることは、法律論としてではなく、心情としては理解できないではない。

イ その他のケース

① 最高裁判所が無罪判決*43 した刑事事件において、最高検察庁長官の再審請求に基づいて、他の最高裁判所裁判体が先の判決を無効とした事件があり、そもそも再審請求は被告側にしか認められていないので、後者の判決は違法判決である旨指摘されている。

事実関係が判明しないので何とも言えないが、cassationであれば法律適用違反により検察庁も不服申立てできるという可能性もあり、民事事件を刑事事件の手続で行う附帯私訴に関する不服申立ての場合もあり得る。

しかし、通常は、無罪判決がいったん確定したのであれば、cassationでも有罪に変更することはできないであろうから、疑問が残ることに変わりはない。

② ケドゥン・オンボダム事件

世銀が資金を拠出したダム計画において、水没予定の住民の一部が補償金(1 ㎡ $300\sim700$ ルピア)に納得せず、1 ㎡当たり1万ルピア(当時3米ドル)の補償を政府に求めて1990年に訴えを提起した事件で、第1審・控訴審とも敗訴したが、1993年7月28日に最高裁が覆し、1 ㎡当たり3万~5万ルピア(当時9~15米ドル)の補償を命じた。

ところが、最高検察庁長官が国の代表として最高裁長官に再審を求め、1994年11月、最高裁は、「前回判断の基礎となった1975年第15号の内務大臣令は1993年第55号の大統領令により効力を失った**4」という理由で、前回の最高裁判決を覆して住民敗訴とした。

③ ガンジー記念学校事件*45

^{*43} releaseとあるのみだが、前後の文脈から無罪判決と解釈した。出典「Building Reliable Judiciary」 (p. 56) by Mr. Budiman Soedarsono

^{*44} この大統領令は最初の最高裁判断の1か月前に公布されたものである。第1回目の最高裁判断の是非(特に請求額以上の補償を命じた点)はともかく,再審判決は,事件後に公布された大統領令を遡及適用したように思える。出典「Building Reliable Judiciary」 (pp. 63-66) by Mr. Budiman Soedarsono

^{*45} 出典「Building Reliable Judiciary」(pp. 69-71)by Mr. Budiman Soedarsono

学校の経営に関する事件で、設立証書の偽造や横領が問題となり、被告人は、偽造のみで第一審と控訴審で有罪となったが、1995年5月11日に最高裁で無罪となった。ところが、被害者が、最高裁判決の明白な誤りが4か所あるとして、最高裁の準副長官に手紙で訴え、同準副長官は、最高裁長官に再審を申し立てるよう個人的に手紙で依頼した。

この準副長官は、裁判を担当した最高裁刑事部長判事が、被告人の弁護人である 退役最高裁判事から依頼を受けた旨告白した手紙を有していた。なお、この弁護人 は、当該事件を自己がコントロールできる裁判体に配点されるように工作したと伝 えられている。

最高裁内部に調査委員会が設置され、準副長官が最高裁の威信を失墜させたとして解任を提案され、長官及び他の準副長官が賛成、副長官が反対となり、結局、この準副長官は65歳の定年を迎えたという理由で退官した。

(3) 裁判所の透明性がない

ア 判決・判例集の公開が不十分である

裁判所の透明性の問題で指摘されることは、判決及び判例が一般社会に公開されていないという点である。

これに関連して、調査当初の関係者は「判例集がない」「判決が当事者にも交付されない」「判決は結論のみで、理由が記載されていない」という極端な内容であった。 しかし、最高裁判所、法務人権省など関係機関を訪問したところ

- ・判例集は発行されていること
- ・判決は法律で当事者に交付するようになっていること(現実に遅滞なく交付されているかどうかは疑問である)
- ・判決書には理由や法令の適用が記載されていること(もっとも、インドネシア 語であるので、その内容が十分かどうかは検証していない)

が判明した。

特に、最高裁判所では

- ・判決は全部ではないが、最高裁で選別した判例につき解説を付して発行していること
- ・判決は当事者に交付すれば足りるものであり、他の第3者に公開する必要はないこと

などを説明していた。

にもかかわらず,前記のような批判がなされるということは,その公開の仕方に問題があるか,あるいは,司法が信頼されていないため,公開する判例を最高裁が選別すること自体に何らかの恣意が働き,正当に公開していないのではないかという疑問を抱かれるという悪循環に陥っているものと思われる。

最高裁判所も,この点は理解しており,判決を全部公開する方向で法改正を考えているが,予算面で問題があることに言及していた。

イ 訴訟費用等が公開されていない

裁判に必要な費用が公開されていないため、手続の各段階で裁判所職員から根拠のない金を要求されても反論できない状況にあり、汚職を助長させることになっている。 ただ、これも訴訟費用などの手続に必要な費用が定められていても公開が不十分なだけかもしれないので、更なる調査が必要である。

(4) 裁判官,検察官,その他の職員の給与が低い

裁判官の給与について個別に聞き取り調査したところ、十数年の経験を有する裁判官 (現在商事特別法廷の裁判官)で、月収3,000,000ルピア (300米ドル)ということで あった。もちろん、これ以外の諸手当があるはずであり、公務員の兼業が禁止されているわけではないので、実収入は更に多いと思われる。同裁判官の配偶者の弁護士収入が あるので、個人的には生活に支障はないということであった。

なお、国家法制度委員会の次長Mardjono氏は、法曹界の公務員として最高級ランクと同一ということであり、その給与月額は17,000,000ルピア (1,700米ドル) であるが、大学やその他の講義等の収入があるということであった。

(5) 事件処理能力に欠けている

最高裁判所における未済事件は約16,000件もあり、この状況は少なくとも1990年代前 半から継続しており、最近では最高裁判事に空席があることから増加傾向にあって、 18,000件になろうとしている。

結局のところ、法曹としてのプロ意識・倫理が欠如していることの現れでもあろう。

(6) その他

世銀報告書によれば、法務人権省その他の政府機関の立法能力と国会の立法能力が不十分であること、裁判外紛争処理(ADR)の機能が不十分であることなどが挙げられているが、その詳細については、1997年以降の改革を含め、今後更に調査する必要がある。

3 日系企業から見た問題点

(1) インドネシアの日系企業に関する情報

日本・インドネシア関係

対インドネシア輸出 54億米ドル (2000年) 対日本輸出 144億米ドル (2000年)

日系企業数 約1000社(企業と駐在員事務所を含む)

JJC*46会員数 中核的企業367社

投資総額 373億米ドル (1967~2000年末の対イ海外投資の15.5%)

現地雇用創出 20万人超

主要産業分野 自動車、二輪車、家電、板ガラス、繊維など

^{*46} The Jakarta Japan Club Foundation (ジャカルタ・ジャパン・クラブ) の略称

(インドネシア総生産額の5~9割を占める)

(2) JJCによるメガワティ大統領に対する提言

2001年9月,JJCはメガワティ大統領に対して,以下のような要望事項と提言を書面にて提出している。

- ①治安の維持と司法の確立
 - ・信頼できる警察と裁判所の確立
 - ・司法関係者のモラル向上と判決の情報公開
 - ・工場周辺における近隣住民の違法な営業活動取締
- ②課税(賦課金)及び課税事務の適正化
 - ・税の捕捉の不徹底による不公平感あり
 - ・地方分権化により無秩序な課税や賦課が助長されている
 - ・課税事務における法律・規則の不合理な解釈適用(謝礼金の要求)
 - ・税制の解釈や実施要領に関する苦情相談を行う中立的機関の設置
- ③通関、関税手続の迅速化と法律・運用規程の情報公開の義務付け
 - ・税関担当者の見解の不一致や不当な理由による通関の停滞
 - ・経済関連法全般を含めた運用規程の未整備(統一原則の整備と情報公開)
 - ・規程変更時における周知期間の設定と迅速な情報公開(地方自治体を含む)
- ④労働問題の解決
 - ・労使紛争の円満かつ迅速な解決のための制度確立
 - ・労働関係法規制定の際にはグローバルスタンダードとの調和必要
 - ・行政側の専門知識の習得と一貫した政策,労働者側の労使協調への理解のための 機会提供
- ⑤海外直接投資を奨励する各種優遇制度や促進の充実
 - ・戦略産業への重点的優遇制度や既存企業の再投資に対する十分な優遇制度の不存在(他のアセアン諸国や中国と比較しても不十分なため, その創設)
 - ・企業活動や雇用に関する許認可手続の一元的処理及び迅速化 (ワン・ストップ・ エージェンシー機能が望まれる)
- ⑥サポーティングインダストリー(SI)の振興
 - ・2002年のAFTAによる域内関税引下げに伴う競争環境に耐える産業活力の維持
 - ・産業基盤の部品や部材産業の裾野拡大
 - ・機会、電気・電子部品、部材を供給する中小企業のSI振興
- ⑦電力等エネルギーの安定供給
 - ・2004年以降の電力需要を見据えた新規電源の開発促進
 - ・新規電源とマッチした電力流通設備の計画推進
 - ・電力流通設備の信頼性向上に基づく電気の質の向上による安定供給
- ⑧産業インフラの整備
 - ・物資輸送の遅延など産業活動を阻害する要因の除去

- ・空港、港湾と生産拠点とのアクセス道路や容量の不足改善
- ・各港湾の高価な手数料により競争力弱体化(他のアセアン諸国と比較して)是正
- ⑨4大投資案件の円満な早期解決
 - ・日本からの大型投資案件の解決遅延がもたらす新規投資の更なる遅延
 - ・国際的な約束・合意の最大限の尊重
- ⑩国の発展を支える人材の育成

以上の要望・提言に関して、インドネシア政府側の窓口としてDrs. Frans Seda氏が大統領より指定された。

JJCでは、今後、提言書の項目ごとに小委員会を設けて対応していき、窓口を通じて関係大臣と調整を行っていくこととしている。

(3) 日系企業から見た司法関係諸問題

2001年9月に実施したJJC会員企業に対するアンケート調査結果をまとめている。

- ア 判決の公開がない、又は判決入手が困難である
- イ 判決の内容が不合理又は裁判官の質が低い(破産事件,経済法に関する知識なし)
- ウ 裁判官が容易に買収される
- エ 裁判が遅い(放置される)
- オ 警察に取締を要請しても放置されたり、金員を要求される

4 インドネシア司法制度の問題の根源

(1) 以上,様々な問題点があるが,要するに,「第2の1(3)」で指摘したように,すべては「法律はあっても法律に従った執行・運用がなされていない」,「法律を運用する人材に問題がある」ということに尽きると言える。

行政機関の課税事務や通関業務などにおける不統一な執行・運用は、開発途上国にはよく見られる現象ではあるが、インドネシアでは、司法の独立が憲法や法律に規定されていても実質的な独立がないのであるから、これもその一例と言える。正義実現の最後の砦である司法がこのような状態であるから、他の執行機関の実態については推して知るべしであろう。

しかし、より根本的にはインドネシアの統治機構から派生してくる問題であり、換言 すれば憲法に由来していると言えるであろう。

すなわち,国民協議会が名実共に国権の最高機関として存在し、その下に立法機関、行政機関、司法機関があるという統治構造の下では、権力の抑制と均衡(チェックアンドバランス)の観念が発達するのは困難であろう。あらゆる国家機関が少なくとも国民協議会の干渉を受けるという意味において、行政の中立性や司法の独立性は二次的な存在になっていると評価されても仕方がない(なお、国会の構成は国民協議会と近似しているので、この意味では国会の影響も受けると言ってもよい)。

想像するに、これまで、インドネシアの1945年憲法には、立法・司法・行政の三権に 分ける旨の規定があることや、共産党を排除してきたことなどから、他の自由主義諸国 と同様に近代欧米型三権分立の制度を採用しているが、それが不十分であったという認識にあったのではないかと思われる。

しかし、既に指摘したように、インドネシアの1945年憲法つまり統治機構は、社会主義諸国で採用されている「権限分配の論理」と同様のものであると理解するならば、インドネシアの現状は容易に理解できる。というのは、この論理の下では、司法といえども最高意志決定機関の政策を執行する機関にすぎず、単に裁判における法適用を通して当該政策を実現する役割を担っているからである*47。

なお、スカルノ政権時代や開発独裁のスハルト政権時代には、立法機関・行政機関・ 国軍が同一体化していたため、大統領によって物事が決まり、司法は(国民協議会や国 会の干渉ではなく)行政の干渉を受けることが当然のようになり、この時代が50年以上 も続いたため、時代が変化した現在においても、その考え方から抜けきれないでいるの ではないかと思われる。

したがって、今回の第3次憲法改正で司法権の独立に関する規定がなされたが、権限 分配の論理には変更がない。インドネシアが抜本的な司法制度改革を行う意思があるな ら、最終的には真の意味での三権分立を採用するのか、現行の憲法制度を継続するのか の選択が迫られるときがくるであろう。

(2) 一方で、インドネシアにはゴトンロヨン(相互扶助、家族主義)という概念があるが、これは本来、国民全員がその精神の下で国家と国民の発展に寄与するものとして意味があると思われる。しかし、現状は、むしろ矮小化して実践され、各国家機関、各部局、各共同体のゴトンロヨンとなり、汚職問題に真剣に取り組まない原因になっている可能性がある。

^{*47} 最高裁判所は、大統領や他の行政機関から法律問題に関する意見を求められた場合には、これに応じて法律的見解を述べるものとされている(最高裁判所法35・36条)。最高裁判所の違憲立法審査権は意識的に採用しなかったとされていることから、この条文はそのような判断まで認めたものではないと理解すべきであり、そうなると、司法が国家機関の法律顧問的な立場にあることを認めていることになろう。

第3 インドネシアにおける法整備及び司法改革の状況

- 1 インドネシアにおける司法改革の方針
- (1) 国策大綱 (GBHN) 及び国家開発計画 (PROPENAS)

インドネシアにおいては、国民協議会(MPR)が「国策大綱(GBHN)」で5か年計 画概要を作成し,これに基づいて国家開発計画庁(BAPPENAS)が「国家開発計画 (PROPENAS) | において5か年計画を具体化し、さらに、各省庁で具体的活動を起 こすという基本構造になっている。

1999年10月の国策大綱(1999-2004年)では,基本12項目のうち,司法制度改革に関 連するものとして、次の2項目を掲げている。

- ① 国家法制度整備を通じた正義と真実に基づく法の支配の確立と基本的人権の尊重
- ② プロ意識を有し、効率的かつ建設的、透明性かつ廉潔性の高い行政機構の整備 この方針を踏まえ
 - ア 法の支配の確立
 - イ 法制度の整備
 - ウ 司法制度及びその機能の強化
 - エ 基本的人権の尊重

などの点を重要課題として掲げている。

これを受けて, 2000-2004年の国家開発計画 (PROPENAS) では, 次のような方針を 掲げている。

- ① 法制度整備
 - ・オランダ植民地時代の法令及び現行法の改正、立法手続の法令改正
 - ・経済活動,地方分権,環境問題などを支える法令の制定又は改正
- ② 司法機関及び法執行機関の能力開発
 - ・裁判官、その他の法執行機関職員の採用、養成、昇進などに関する制度整備
 - ・司法の独立及び迅速かつ適正な法執行の確立
- ③ 癒着・汚職・縁故主義及び人権侵害の排除
 - ・法及び人権の確立に対する信用回復
 - ・癒着、汚職、縁故主義、人権侵害に関する未解決事件の解決と国家資産の回復
- ④ 導法精神の向上
 - ・適正な法令と手続に基づく対話を重視した法執行
 - ・地方独特の文化や価値観の尊重
 - ・法意識向上のための活動推進

この国家開発計画には、多数の法律改正や新法の計画が網羅的に列挙されているが、 これら全部を5年間で遂行できるとは思えず、本当に実現できるか疑問である。

仮に、2004年までに列挙されたすべての法律を制定したとしても、単に法律はできて も、実際に執行可能な法律となるかという点で疑問が残るであろう。

(2) インドネシア司法制度改革の端緒及び方向性

前記の「第2の1(1)」に記載したとおり、インドネシアの司法改革については、アジア経済危機以前の国策大綱(1993-1998年)においても、「更なる経済発展のためには司法制度の改革に重大な関心を払わなければならない」旨宣言されており、遅くとも1990年代初頭から問題となっていた。

1998年以降のインドネシアの司法制度改革や議論の方向を見ると、この世銀報告書を前提又は参考にしていることが明白である。

すなわち, 主なものだけでも

- ① 破産法の改正 (1998年)
- ② 商事特別裁判所の設置(1998年)
- ③ 憲法改正による大統領の権限抑制と人権保障規定の明確化(1999年, 2000年)
- ④ 独占禁止法の制定(1999年)
- ⑤ 裁判所基本法の改正(1999年,下級裁判所の司法行政権を2004年に法務人権省から 高等裁判所へ移行する内容)
- ⑥ 国家機関の行動を監視する国家オンブズマン委員会(NOC*48)の設置(2001年)
- (7) マネーロンダリング法案の作成(現在国会上程中)

などの法整備を行っている*49。

2 インドネシア司法改革の推進を担う関連機関

(1) 国家法制度委員会 (National Law Commission: NLC*50) の設立及び活動*51 司法改革を推進する機関として設置されたものである。

設立時期 2000年2月24日設立

設立根拠 大統領令2000年15号(2000年2月18日発布)

設立目的 ① 大統領の要求に基づき法政策に関する意見を提供

② 司法改革に関する総合計画策定に当たって運営委員会として 大統領を補佐

組織・人員 委員6名,職員17名

委員長 JE Sahetapy

副委員長 Mardjono Reksodiputro

委員 Frans Hendra Winarta

Mohammad Fajrul Falaakh

Harkristuti Harkrisnowo

Suhadibroto

^{*48} National Ombudsman Commission, インドネシア語の略号表記ではKONとなる。

^{*49 1998}年から1999年にかけて、40を超える新しい法律が制定されたということである。

^{*50} インドネシア語の略号表記ではKHNとなる。

^{*51} この項の情報は、国家法制度委員会のAnnual Report, Year 2000を参照した。

アジア財団 (AF*52) , 社会開明機構 (OSI*53) , 市民社会援助強化 出資機関 計画(CSSP*54),政府(IBRAの補助*55),国家予算(APBN, 2000年12月に受領)

活動状況

小委員会の設置(この下にそれぞれ複数の作業部会が設置されている)

A小委員会(司法制度運営の改善)

公聴会の結果(2000年5月30日開催)

- ア 汚職事件専門法廷の設置
- イ 汚職事件担当裁判官の研修
- ウ 裁判官の採用・昇進制度の改善 (統一司法修習制度採用の検討,司法委員会の設置)
- エ 最高裁判所の改革(司法行政権の統一化など)
- オ 裁判所の透明性強化

B小委員会(良い統治及び行政法改革)

公聴会の結果(2000年9月12日開催)

- ア 行政の透明性,説明責任の重要性
- イ 行政法の改善(差別禁止,平易な表現の条文,下位法規への安易な委 任の制限)

C小委員会(立法能力の向上)

公聴会の結果(2000年9月6日開催)

- ア 憲法改正条項に関する問題
- イ 国会の立法能力が著しく低く、内容にも問題あり (大半が政府提出法 案である)

D小委員会(法律分野の研修・試験・規律)

公聴会の結果(2000年9月13日)

- ア 法曹資格の必要性(採用,評価,研修,法曹倫理の条文化など)
- イ 法曹倫理の確立
- ウ 専門研修の必要性
- エ 法曹資格試験制度の確立

E小委員会(法と経済復興)

公聴会の結果(2000年9月7日開催)

^{*52} Asian Foundation: AFは、事務所、設備、電話、職員の給与などを負担している。

^{*53} Open Society Institute: OSIは, 2000年5月の公聴会(セミナー) 2回の費用負担, 同年9月の 公聴会(セミナー) 4回の費用をCSSPと共同負担している。

^{*54} Civil Society Support and Strengthening Program: CSSPは、2000年9月の公聴会(セミナー)4 回の費用をOSIと共同負担している。

^{*55} IBRA: Indonesian Bank Restructuring Agencyは,事務所,電話,電気,水,警備費用を負担し ている。

- ア 信頼のある法制度は経済回復に不可欠
- イ 破産法,会社更正法,知的財産権法,市場投資法,銀行法の改正や, IT法・eコマース法制定の必要あり

F小委員会(刑事司法制度の改善と統合)

公聴会の結果(2000年5月31日開催)

- ア 司法の信頼回復が重要(特に,刑事裁判では真実発見のため積極的活動が必要)
- イ 検察の独立の重要性(大統領直轄であることへの不信感)
- ウ 警察の職務は公共の秩序と治安の維持(捜査権の行使に問題はないか)
- エ 矯正制度の拘禁中心主義の問題点
- (2) インドネシア統治改革パートナーシップ (Partnership for Governance Reform in Indonesia)

設置 2000年2月の第9回支援国会合(CGI)での合意に基づき設置

目的 ガバナンス改革の推進と、ドナー・政府・NGO間相互の調整

<各ドナーの既存案件は、対象から外すのが原則であり、パートナーシップの方針には拘束されず、二国間協力の支援に対する制限はない(ただし、重複回避による資金の効率的活用のため、ドナー会議において援助方針や活動計画に関する情報提供を求められる)。>

活動資金 UNDPに創設された「パートナーシップガバナンス信託基金」 (UNDP、世銀、ADB、その他のドナーが拠出している*56。)

手続 インドネシア政府やNGO等が案件ごとにパートナーシップ事務局に申請 パートナーシップ執行委員会*57 (Governing Board) が,その申請に基づ き,活動方針の決定,基金による支援承認等を行っている。

> 前記の国家法制度委員会(NLC)や国家オンブズマン委員会などの政府 関連機関も、パートナーシップから活動資金の一部を得ている。

活動状況*58

- ① 幾度もの政府機構の改変や職員の変更により、さほど進展しているとは言えないが、2001年末までの活動は、次のとおりである。
 - ・法関係機関相互の交流

^{*56} 日本は、2001年11月のCGI会合で400万米ドルの拠出を表明している。

^{*57} 執行委員会の構成は、インドネシア側からは政府関係者(ただし、個人の資格)及び市民社会 (NGO、有識者等)、ドナー側からはUNDP、世銀、ADBの代表、主要ドナー国大使等(議長は、エルナ・ウィトラール前居住・地域開発大臣)。

なお,執行委員会の審議状況や活動報告のため,パートナーシップのドナー会議が定期的(数か月に1回)に開催されている。

^{*58} この項の情報は、パートナーシップ事務局作成のペーパーStrategy For Legal/Judicial Reformを参照した。

- ・司法改革の前提となる憲法改正に関する協議
- ・国家法制度委員会 (NLC) の計画実施
- ・国家オンブズマン委員会 (NOC) に対する資金援助
- ・司法改革推進計画への資金援助(例:メダンにおける司法監視団体の活動支援)
- ② 2002年の活動目標(予算は約127,600米ドル*59)
 - ・運営委員会の設置(政府,民間,法律家,パートナーシップ会員により構成)
 - ・司法コミュニケーション・フォーラム(政府機関,民間等の参加による拡大会議 のようなもの)への援助
 - ・国家法制度委員会(NLC)と政府機関との対話推進による同委員会の提案採用
 - ・統合的な司法制度に関する北スマトラ地域ワークショップを開催し、関係機関相 互協力の推進の手本となる試験的プロジェクトの運営を目指す
 - ・司法機関の監査、提案の実施及びその監査に対する市民参加への支援
 - ・司法改革の国際比較に関する情報の入手及び共有への支援
 - ・毎月開催のドナー会議への支援

これらの司法改革計画を真に実効あらしめるためには、改革を推進するという政府の強固な意思と司法関係機関の関与が必要であるとしている。その手始めとして、2002年1月28日に警察長官、最高検察庁長官、最高裁長官、法務人権大臣、国家法制度委員会(NLC)長をメンバーとする会合(通称Law Summit)が開催されたばかりである。

3 その他の司法改革の動向

前述したインドネシア司法制度の問題点や司法改革の方針から明らかなように,1998年 以降において,前記「第3の1(2)」の①~⑦に記載した改革を実施してきている。

以下に掲げるものは、(1)及び(2)は前記と重複するが、その他に様々な計画がなされている状況にある。

(1) 商事特別法廷の設置

前記「第1の5(6)」に記載したとおり、1998年に設置されたものである。

これは、世銀報告書に基づいて、破産事件を中心とする司法制度を充実させなければ、国内企業はもとより外国資本の企業も、インドネシアで企業活動ができず、ひいてはインドネシアの利益にならないという観点から、これらの事件を特別に扱うために設置されたものである。

現在は、ジャカルタなど合計5か所の地方裁判所に設置されている。

事件の迅速処理や汚職による機能不全を改善するため、裁判官の待遇改善を念頭に置きつつ設置したようである。

^{*59} パートナーシップはガバナンス全般を取り扱っており、その中の一分野にすぎない司法分野に関する予算である。

(2) 下級裁判所の司法行政権の最高裁判所への移行

これは、司法の独立に問題があることから、その理由の一つとして司法行政権が法務人権省にあり、裁判官の任免が実質的に法務人権大臣にあることに着目し、これにつき、日本のように最高裁判所に司法行政権を統一的に与え、裁判官の独立を制度的に確保しようとする改革であり、2004年から実施されることになっている。

日本が第二次世界大戦後に英米法の影響を受けて,裁判所が司法省から独立した経緯 と同じである。

しかし、司法行政権を最高裁判所に統一する制度を構築したからといって、当然のように司法の独立、裁判官の独立が達成されるものではなく、これを運用する裁判官が自己の独立を守ると同時に、他の裁判官の独立を害さないという意識がなければ、むしろ、司法の独善に陥ることになる。

(3) 司法委員会 (Judicial Commission*60) の設置計画

これも司法の独立を確保するという方策の一つとして、タイなどのように現職裁判官 及び退職裁判官による司法委員会なる合議体を作り、裁判官の任免に関する事項を取り 扱わせることによって、国会、行政府、その他の機関による影響力を排除するというシ ステムを作ろうとするものであり、第3次憲法改正により、司法委員会の設置が規定さ れている。

しかし、既に汚職にまみれている現職裁判官や退役裁判官が司法委員会の委員になるのであれば、事態は何ら改善されないため、要するに、人選が重要になるであろうし、(2)と同様の問題がある。

(4) 法曹の統一養成制度の検討

現在,インドネシアの法曹は,各機関が独自に採用,養成しているが,その質の向上 及び統一化を図るために,将来的には日本の統一司法試験制度及び統一修習制度を採用 すべきではないかという考えが出てきている。

(5) 反汚職委員会 (Anti Corruption Commission) の設置計画

これは、現存組織である警察、検察にも汚職があり、法が適正に執行されていないという考えから、シンガポールや香港のように、汚職事件につき特別の委員会を設け、ここに捜査権や訴追権限を認めることを考えているものと思われる。

(6) 憲法裁判所の設置

これも第3次憲法改正において規定されているが、その実態は、未だ本格的に議論されておらず、これから中身をどのようにするかを検討しているような状況である。違憲立法審査権に関する問題につき、司法の独立と三権分立の調和を図るという意味で、大

^{*60} これと似た用語で、Judicial Commissionerの設置を提言するものもある。それによれば、裁判官の任用に関する問題ではなく、シンガポールやマレーシアのように現存する多数の未済事件を解決する専門機関として最高裁判所内に設置し、最高裁判所判事の事件負担を軽減するという提言である。全く別個の提言なのか、混同があるのか調査の必要がある。出典「Building Reliable Judiciary」(p. 81)by Mr. Budiman Soedarsono

陸法的発想から、将来の一つの選択肢として一部の者の間で考えられたのであろう。なぜなら、英米法の考え方では、違憲立法審査権は最高裁判所を頂点とする裁判所にあるので、憲法裁判所の設置という発想にはならない。しかし、インドネシアでは、裁判所が違憲立法審査権を有することは立法機関の上に立つと考えられているためか、そのような制度では三権分立に反するという考えがあるのではないかと思われる。

4 司法改革の動向に対する若干の疑問

世銀報告書の指摘する問題点と提言は的を射ているが、これを実行に移す段階になると、 あるいは上記に掲げた動向を見ると、比較法的視野あるいは他国の経験に学ぶという方針 の下に、パッチワークのような改革や改革案になっているという感じが否めない。

その例を挙げれば次のとおりとなる。

ア 商事特別法廷の設置について

破産事件等を専門に扱う特別裁判所の創設による紛争解決の迅速化を図ったもの と思われるが(特定事件への集中と最高裁への不服申立てなど)、おそらく法曹一 元という英米法系の発想では問題がなかったのであろう。

しかし、大陸法系の裁判官はキャリア制度であり、特にインドネシアでは、法律で最高裁判事になる要件として地裁判事、高裁判事の経験を要求している。そのため、商事特別法廷の裁判官は、その専門性が継続的に活かすことができないか、あるいは最高裁判事への昇進をあきらめなければならないという事態に陥っており、これは、一部だけの制度改革を遂行した結果であると思われる。

イ 司法の独立確保に関する方向性

下級裁判所に対する司法行政権は最高裁判所へ移行されるが、大陸法系では、司法行政権は法務省が有していることにかんがみると、これは明らかに英米法系の発想に基づく改革であって、日本が第2次世界大戦後に行った改革と同様であり、司法の独立を確立するための制度改革として法改正がなされたものである。

一方で、同じく司法の独立を確保する方策として、司法委員会(Judicial Commission)を設置することになった。英米法系にも大陸法系にも同様の名前の委員会が存在するが、その人的構成は異なっている(モデルとされているタイのような大陸法系だと委員は法律家であるが、英米法系では議員も委員のメンバーとなる)。

今後は、どの法体系の法律家がインドネシア司法委員会の設置に関する支援を行 うかによって機能が左右され、抑制と均衡(チェックアンドバランス)に問題が生 じる可能性がある。

参考までに、ADBの司法改革担当はスウェーデンの法律家であるが、司法委員会の設置には賛意を表しているものの、司法行政権の最高裁への移行(英米法の発想)については賢明な改革とは言えない旨の発言をしていた。このことからだけで

も、同じく司法の独立の確立といっても、その方向性が異なることが分かる*61。

ウその他

法曹養成制度については日本の制度に着目し、反汚職委員会については香港やシンガポールの制度に着目するなど、他国で比較的機能している制度の採用を考えているようであるが、国情や制度の背景を考慮しているかについては疑問なしとしない。

例えば、日本の法曹養成制度は、戦前は判事と検事が同一資格と同一研修であり (高等試験司法科試験の後に司法官試補となる)、弁護士は研修が別であったが (弁護士試補、いわばフランス型とドイツ型の中間形態)、戦後に現在の統一養成 制度となった。これは、英米法による影響により法曹一元制度(経験のある法律実 務家から裁判官に任用する)を採用するかどうかの論議があり、結局、すぐには法 曹一元制度を採用しないが、将来における法曹一元の採用に備えて、資格だけ統一 する現行制度になった*62。

このような事情はインドネシアの現状は全く異なると思うが、インドネシアが日本の制度を採用しても、資格が統一されるという形式的な点以外にどのような利点があるかについて、十分な検討が必要であろう。

以上

^{*61} そもそも三権分立自体,英米法とフランス法では歴史的に考え方と背景が異なる。英米法では、司法の独立が最重要課題であり、違憲立法審査権が認められ、司法に対する立法や行政からの影響排除という形で議論される。これに対して、フランス法では、歴史的に司法裁判所の権限が強すぎて、司法が立法や行政の権限を侵害していたことから、三権分立は司法権の抑制(行政権や立法権を守る)という形で現れている。したがって、行政裁判所は、司法裁判所とは全く異なる系列の特別裁判所として設けられている。このような影響もあって、違憲立法審査権も司法裁判所とは別の憲法裁判所を設けるのが通常である。

^{*62} なお,司法試験の実施は法務省の所管,修習は最高裁判所の所管となっており,事実上,予算や司法研修所の収容能力を前提に合格者の人数が左右されるなど,純粋の資格試験とは言えないと批判されることもある。

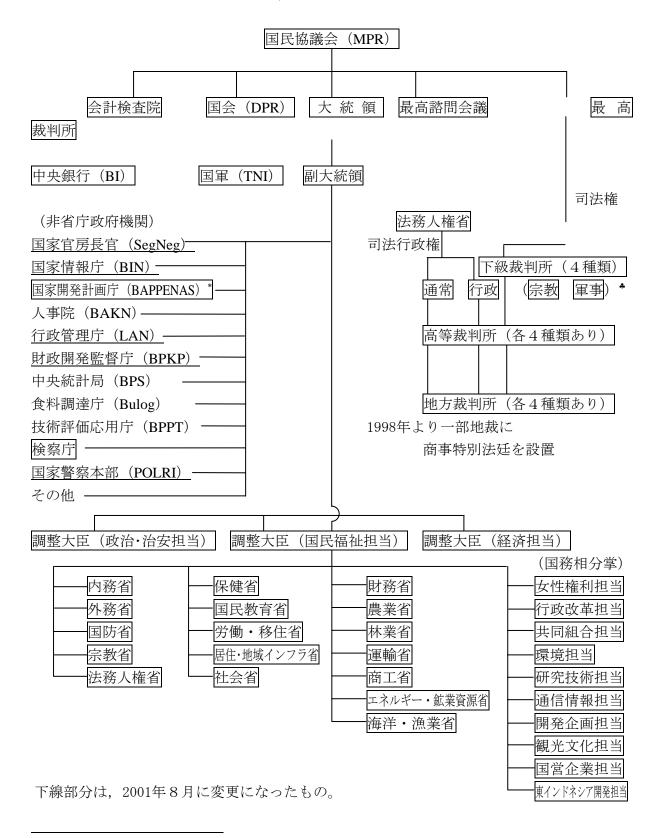
参考文献

- 1 アジア政治を見る眼 ~開発独裁から市民社会へ~ 岩崎育夫著 中央公論新社(中公新書 1582)
- 2 総選挙とアブドゥルラフマン・ワヒド政権の誕生(アジア動向年報2000年版) 川村晃一著 日本貿易振興会アジア経済研究所
- 3 ポスト民主化時代の苦悩の始まり(アジア動向年報2001年版) 川村晃一・佐藤百合著 日本貿 易振興会アジア経済研究所
- 4 インドネシアの憲法制度(「アジア諸国の憲法制度」,1997年版) 作本直行著 日本貿易振興 会アジア経済研究所
- 5 東南アジア法・インドネシア 安田信之著 日本評論社
- 6 アジアの地方制度(インドネシア部分,1998年版) 森田朗編 東京大学出版会
- 7 インドネシア社会的市場システムの発展に関する諸相(「アジア諸国の市場経済化と社会法」, 2001年版) スナイヤティ・ハルトノ/ウリヤストゥティ・スナリオ(佐藤創訳) 日本貿易振 興会アジア経済研究所
- 8 インドネシアの民主化と法 〜パンチャシラと1945年憲法への復帰を中心に〜(「アジア諸国の 民主化と法」,1998年版) 作本直行著 日本貿易振興会アジア経済研究所
- 9 アジア諸国の倒産法・動産担保法(インドネシア部分) 鈴木康二著 ㈱中央経済社
- 10 アジア諸国における知的財産保護(インドネシア部分) 岡田義信著(東レ株式会社知的財産部主幹) 財団法人知的財産研究所
- 11 インドネシア刑事司法における検察官の管轄権の発展(「アジア諸国の検察制度」1999年版) アントニアス・スジャータ(赤根智子訳) 国連アジア極東犯罪防止研修所
- 12 アジアの刑事司法 ~インドネシア共和国~ (1988年版) 西川正和著 国連アジア極東犯罪 防止研修所
- 13 アジア諸国が直面するいくつかの問題 (1998年版) シンギー (インドネシア検事総長) 財団法人アジア刑政財団
- 14 インドネシアの政治危機:憲法上から見た諸問題 バクティアル・アラム (インドネシア大学日本研究センター所長)
- 15 在ジャカルタJICAガバナンス専門家作成(又は入手)資料
 - (1) インドネシア国家開発計画(PROPENAS) 2000-2004の第3章「司法分野の開発」 (日本語訳と英語版)
 - (2) 法制度整備,司法と題する報告書 執筆担当:奥山明(援助調整/国家開発企画庁)
 - (3) "Strengthening Governance and Fighting Corruption Reforming the Justice Sector" (Session III) Justice Sector Working Group Position Paper for the meeting of the CONSULTATIVE GROUP ON INDONESIA(7-8 November 2001) 日本語要約添付(JICAアジア第 1 部東南アジア課作成)
 - (4) INDONESIA, The Imperative for Reform (抄) 日本語要約添付(同上)
 - (5) First and Second Amendments, The Constitution of 1945 of the Republic of Indonesia (英訳したもの)
 - (6) 憲法改正に関する文献の目次英訳(インドネシア語の本体添付)
 - (7) INDONESIAN LEAGA AND JUDICIAL REFORM PROJECTS, A PROVISIONAL SUMMARY OF DONOR ASSISTED PROJECTS
 - (8) BAPPENASの組織と現状(概要) 2001. 9/1 奥山作成

- (9) JICAのインドネシアに対する援助重点分野と開発課題 2001.10/9 奥山作成
- (10) ガバナンスに関するJICAベースの協力(概要) 2001.12.28奥山作成
- (11) インドネシアはどこへ行くのか ~試行錯誤の「国のかたち」 2001年6月奥山随想
- (12) インドネシアウォチング4部
 - ア 2001.9月第1週号
 - 新検事総長は旧政権の汚職摘発を行えるのか~久々のキャリア検事総長誕生の裏表~
 - イ 2001.9月第4週号 始まった憲法改正への動き ~憲法改正委員会の設置をめぐる意見対立の裏表~
 - ウ 2001.10/22号 [検証]トミー・スハルト, 無罪確定 ~波紋を呼んだ最高裁の再審判決~
 - エ 2001.12/10号 [検証]どこまで進んだのか、旧勢力の不正疑惑の追及 ~進展がほとんどなかった 2001年の現状
- (13) JJC作成の「大統領JJC提言書の件」と題する書面
- (14) 「日系企業から見た治安,司法関係の諸問題」と題する書面(JJC担当者作成)
- 16 ガバナンス改革に関するパートナーシップ概要(日本大使館経済班,平成13年7月6日付)
- 17 インドネシア共和国憲法(和訳及び英訳) 奥村三智治訳(ホームページより)
- 18 English Translation on Laws Concerning Judiciary (インドネシア最高裁判所から入手した2000年版)
- 19 THE JUDICIAL SYSTEM IN INDONESIA (GENERAL VIEW) by the Supreme Court of the Republic of Indonesia
- 20 THE GUIDELINES OF THE STATE POLICY (国家大綱英語版)
- 21 "Law Reform in Indonesia" Diagnostic Assessment of Legal Development in Indonesia (IDF Grant No. 28557) Volume I, Result of a research study undertaken for the World Bank
- 22 BUILDING RELIABLE JUDICIARY by Mr. Budiman Soedarsono
- 23 STRATEGY FOR LEGAL/JUDICIAL REFORM by the World Bank
- ²⁴ Contract Law by Sudarugo Gautama ["Current Development of Laws in Indonesia" pp. 33-64, published by the Institute of Developing Economies of the Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) in 1999]
- ²⁵ Indonesian Contract Law by Sunaryati Hartono, S.H., Setiawan S.H. and Taryana, S.H. ("Law, Development and Socio-Economic Changes in Asia" pp.136-162, published by the IDE-JETRO in March 2001)
- 26 Competition Law and Policy in Indonesia and Japan, published by the IDE-JETRO in March 2001 (添付 省略)
- 27 ANNUAL REPORT Year 2000, NATINAL LAW COMMISSION
- 28 LAW REFORM PROGRAMS AND ACTION PLANS, NATIONAL LAW COMMISSION, August 2000
- 29 インドネシア破産法英語訳
- 30 COMMERCIAL COURT DEVELOPMENT by BAPPENAS
- 31 THE ROLE AND FUNCTION OF INDONESIAN PROSECUTORS IN CRIMINAL JUSTICE by Ersyiwo Zaimaru (1997年 9 月のUNAFEI研修用カントリーレポート)
- 32 質問表に対する検察庁の回答(英文)

以上

インドネシアの国家統治機構図 (2001年8月現在)



^{*} インドネシアの援助受入窓口機関である。

^{*} 宗教裁判所の司法行政権は宗教省に、軍事裁判所の司法行政権については国防省にそれぞれ属している。

OUTLINE OF ORGANIZATION UNIT AND ECHELON MINISTRY OF JUSTICE AND HUMAN RIGHTS

(As of 25 January 2001)

NO	ORGANIZATION UNIT		TOTAL No. of ECHELON			
NO			II	III	IV	
1	Secretariat General		6	27	95	
2	Directorate General for Law and Legislation		4	15	26	
3	Directorate General for Legal Administrative Affairs		6	21	62	
4	Directorate General for Correction		6	25	78	
5	Directorate General for Immigration		6	22	63	
6	Directorate General for Intellectual Property Rights		6	24	47	
7	Directorate General for General Court and State Administrative Court		4	13	37	
8	Directorate General for Human Rights Protection		6	24	64	
9	Inspectorate General		7	5	20	
10	National Legal Development Agency		5	16	35	
11	Research and Development Center for Human Rights		5	17	34	
12	Expert Staff for Minister		0	0	0	
13	Training and Education Center for Officials		1	4	13	
14	Research and Development Center		1	3	8	
	TOTAL	16	63	216	582	

⁽注1) 行政管理担当国務大臣府 (MenegPAN) の通知第24/M.PAN/1/2001号による。

⁽注2) Echelon I:本省の次官、総局長相当職以上。Echelon II:本省の局長相当職。 Echelon III:本省の課長相当職。Echelon IV:本省の課長補佐相当職。